

### 第3回千代田区特別職報酬等審議会会議記録

日 時：平成24年7月24日（火） 時間：午後3時30分～午後5時6分

場 所：千代田区役所 8階 第三委員会室

出席者：（委員）9名（定数10名、欠席1名：上村委員）

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
武藤会長	<p>本日はご多忙のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>只今から、第3回特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、上村委員は所用のため、欠席でございます。</p> <p>初めに、前回会議の会議記録をお手元にお配りしております。皆様にご確認いただき、訂正等がございましたら今週中に事務局までご連絡ください。</p> <p>次に、前回の資料の昭和48年の自治省通知の発信者名が誤りではないかのご指摘について、また、区議会議員の年齢構成について、事務局からお答えをいただきたいと思っております。</p>
総務課長	<p>会長からご指摘のございました2点について回答を申し上げます。</p> <p>昭和48年の自治省通知については、自治省行政局公務員部長の誤りでございました。</p> <p>それから、区議会議員の平均年齢でございますが、57.92歳、約58歳ということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
武藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の件についてのご質問、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、本日は諮問事項の審議、すなわち報酬等の額の適否についての審議に入っていきたいと思っております。本日で3回目の審議会でございますので、皆様のご意見を伺いながら、審議会としての方向性を少しずつ固めていけたらと考えております。</p> <p>それでは、いかがでしょうか。</p> <p>審議会として意見を固めていかないと答申ができませんので、これまでの議論を踏まえながら、その方向性に関してですね。</p> <p>水野委員、どうぞ。</p>
水野委員	<p>8月になると、人事委員会のいわゆる給与勧告が出るわけですね。ですから、これが8月に出て、そうすると、それがやはり参考になる、基本になる。私はそういうような考えを持っているのですけれども、それによって皆さん方が、どんな答申が出てくるのかということだろうと思</p>

	<p>っているのですが、どうでしょうか。</p>
武藤会長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>それは、23区の人事委員会としての提案ということですね。</p>
水野委員	<p>そうです。</p>
武藤会長	<p>具体的に言うと。</p>
総務課長	<p>その件に関して、ご説明します。</p> <p>今、水野委員がおっしゃったのは、国の人事院の方ですね。8月上旬に人事院の勧告が出されるのではないかとというのが1つと、それから、23区の特別区人事委員会勧告は、10月になってしまいます。</p>
水野委員	<p>10月ですか。</p>
総務課長	<p>はい。10月なので、一応9月中におまとめいただきたいと考えてございますので、ちょっと間に合わないかなというのがあるのですけれども、スケジュール感でいくと、そういった形になります。</p>
水野委員	<p>そうするとやはり、そういうのは参考になりませんね。10月になってしまうのではね。</p>
武藤会長	<p>23区の特別区人事委員会の方はですね。</p> <p>ただ、人事院勧告が出れば、人事院勧告とこれまでもそれほど大きくずれてはおりませんので。そうではないかと思うのです。</p>
水野委員	<p>では、国の勧告が出て、それが大きな一つの参考になる、そういう考えでよろしいですか。</p>
武藤会長	<p>ではないかなと思うのですが。</p>
総務課長	<p>今、水野委員がおっしゃっているとおり、参考になるかと思われまます。国の人事院が出て、その次に、同じ10月なですけれども、東京都の人事委員会が出て、その後に特別区の人事委員会が出るというような、給与勧告としては3つ。</p>
水野委員	<p>東京都はいつ出るの。</p>
総務課長	<p>例年、同じく10月でございます。</p>

水野委員	10月ではかなり遅いな。
武藤会長	東京都全体、あるいは日本全体の中の千代田区の動きというのはどういふふうになるのか。これまでのところの人事院と、特別区の勧告の違いのようなものは、事務局として把握はされていますでしょうか。
総務課長	<p>既に、資料8で特別区人事委員会勧告と、これは消費者物価の関係で、ここで特別区人事委員会が出ておまして、東京都の人事委員会勧告の状況というのはつかんでございまして、今、資料としましてはお示しできますが、どういたしましょう。</p> <p>状況だけ、直近の時期で申し上げますと、平成21年が0.35%減。それから、平成22年が0.29%減。それから、平成23年が0.24%の減ということで、ここずっと平成14年から、平成16年を除いてマイナスという形で勧告が東京都の方はなされているという状況でございます。</p>
武藤会長	<p>1つは、こういう消費者物価指数の動きから、これに合わせて減額なり増額ということを考えるというのは一般的かなと思いますが、それはもう否定しがたいというか、そこはそういう外の動きを入れない、踏まえられない理由として、千代田区に特別な事情が、千代田区だけ地震があったとか、例えば千代田区だけ何かあったというようなことがあれば、それは全国の流れを考える必要はないわけですが、逆に言うと、むしろ千代田区として考慮すべきことが何かあったかどうかということかなと思うのです。</p> <p>千代田区だけ考えるべき、考慮すべきことがあれば、そこは考慮して、これまでの消費者物価の流れみたいなことについて、そのまま減額とか増額とかという話にしなくてもいいような理由があるのかどうかということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
番委員	資料8のところ、23年の人事委員会の勧告が出ていて、マイナス0.2%というのが出ていて、23年から24年の早い時期にかけて報酬を検討した区はそれに割と従っているというところが、前にいただいた資料6で出ておりますので、そこから考えると、そのマイナス0.2%という23年を参考にするのか、あるいは千代田区の財政がよろしいということであれば、据え置きというところもありますので、据え置きと考えるのか。その辺りかなという、横並び式と言われてしまうとそうなのですが、大体そんなような感じなのかなというイメージは持っております。
武藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。また、ご質問でも結構ですが。</p>

	<p>前は、地域手当の解消といいますか、地域手当を組み込むようなことがありましたので、少し数字の増減があったかと思うのですが、そういう意味で、今回は特にそういう制度変更に関わるころの考慮すべき事項というのではないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>事務局、どうぞ。</p>
総務課長	<p>今回は、そういう制度の違いといいたいまいしょうか、そういったものの視点というのではないと考えておりますし、区長の挨拶の中でもそういうことは申し上げてございませんので、必要ないかと思われま。</p>
藤原委員	<p>こういうものを考える場合の情勢適応の原則というのがありますね。その場合に、今の一般の社会情勢等々を考えると、それは景気の回復してきた分野もありますけれども、非常に苦しいところもあって、それなりに民間は苦勞が多いと私は思っているのですけれども、そういう場合に、その情勢適応というのはいどの範囲にどう考えるのかというのが私は全く分からないのでお尋ねしたいのですが、ここではどの程度のことを要請されるのか。</p> <p>先ほど消費者物価指数というお話が出ましたけれども、物価指数だけだったら低いのですね。だから、それを持ってきて数字で、ある数字をはじき出すというのはい何か非現実的な感じがして、ちゃんとした説明のつくような情勢適応ということはいどのように判断したらいいのかということを説明していただきたいと思うのです。</p>
総務課長	<p>どの範囲でどのように適応するかというのはい非常に難しくて、この中でご議論いただきたい中身もあるのですが、先ほど番委員の方から資料6のところでご提示がありまして、人事委員会の勧告ですとか消費者物価といったものをとらえているところはかなり他区でも多い範囲であろうかと思われまますが、直ちにそれが区長及び区議会議員の報酬に影響するかと言われてしまうと、それはそれぞれという各区の判断があろうかと思うのですが、これは簡単に言ってしまうと、そういう基準はないといえはないのですが、他区の状態を見ているとこういう実態が表れているということしか言えないと。</p>
武藤会長	<p>人事院は、都道府県などと協力しながら給与調査というのをやっているわけですね。その給与調査というのはい、昔はかなり大きな企業、100人以上でしたか、それが50人以下、事業所単位で調べるようになったので、公務員は高いと言われていた理由として、かなり大きな企業だけだったということが一時指摘されたことがあります。でもその後は、余り小さな企業までは調べてないと思うのですが、役所が参考にするべきなのは役所と並ぶという、やはり役所と同じような組織力、従業員の数を</p>

<p>総務課長</p>	<p>持つような企業で調べていくのが民間準拠になるのかなと思うのです。</p> <p>ただ、町村などに行くと、やはり役所が一番大きな組織だったというようにことから見ると、民間と比べると役所が高過ぎるというので、これまでも鹿児島県の阿久根市長みたいに、職員給与が高過ぎるというように随分と言っていた方もときどき出たりしたわけです。</p> <p>でも、千代田区の場合には、千代田区職員数というのは1,000人ぐらいですね。そうすると、1,000人規模というのと、そういう組織、会社は千代田区にはいっぱいあるでしょうし、むしろ小さい方かもしれませんけれども、そこを比べてどうかということを、千代田区としてそういう調査は、千代田区の1,000人ぐらいの企業の調査とかというのはしていませんね。</p> <p>企業の、特に給与、人件費の調査というのは行っていません。それから、23区の人事委員会では、50人以上の企業について対象にして給与実態調査というのを行って、勧告を先ほどの10月にするという形になっておりますので、多分、資料の中には階層別というのが出てきているかもしれませんけれども、それはあくまでも23区全体という形になります。</p> <p>千代田区は、数値的にはあろうかと思いますが、区としてはやっていないのが現状です。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>したがいまして、千代田区の状況を正確には把握できないので、特別区全体の中で判断するしかないかなと思うのです。</p> <p>それから、ちょっと私もお尋ねしたい点は、前は4年前、今度は24年のところで、資料8は23年まで出ているのですが、勧告は昨年までですね。その場合、この報酬審は3年に1回。そうすると、その3年間は特別職については変わらないのですね。ここは、職員の方々については毎年、この勧告が影響するのですね。そうすると、職員の人たちについては小さな階段が少しずつ上がったり下がったりするのですが、特別職については単年度、がくんがくんと大きく動くということですね。</p> <p>そうすると、資料6は他区の状況が出てきているのですが、みんな0.2で、全部同じですね。あるいは据え置きというのがありますね。0.2で、ほかに0.25とか、あるいは0.3とか、そういう数字はないのですが、ほかに江東区で0.5というのがありますね。</p> <p>それと、3年前と比べてということで行くと、ここでいくと、21年に前回の答申を出しているということですね。21年と今回とを消費者物価の方で比べると、例えば21年と23年を比べたとしても消費者物価は1.5%下がっている。平成18年を100とした場合、21年が99.9で、23年が98.4ですから、ここで1.5%下がっているということなのですが、そうすると0.2%よりも物価の方が相当下がっているのですが、そうい</p>

<p>総務課長</p>	<p>う判断をすると皆さん、他区が 0.2 にとどめているというのはどうしてなのでしょう。</p> <p>区によって報酬審議会の開催方法が違うのですが、毎年やっているところも結構ありまして、毎年、例えば 0.2% ずつ下げているところもあるし、千代田区みたいに 3 年に 1 回というところもある。だから、この勧告を遵守しているところについては、例えば平成 21 年で 0.38% 下げて、また翌年 0.3% 下げて、その翌年 0.2% 下げているというところもあるということですね。</p> <p>資料 6 のところは平成 23 年度の直近のところをとらえたものなのでこういうふうになっているのですけれども、その前が見えてないのです。前回、いつ変えたかということがこの表ではちょっとわからない状況なので、18 から千代田区の場合は、例えばその 0.2% 下げるのがいいのかどうかということもあるし、その前にもう下げている区もあるといったところも現実としては出てくるということになります。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ということは、この資料 8 の方の特別区人事委員会勧告の、これに例えらばならっていくとした場合には、その 21 年、22 年、23 年の部分を足した、これは 0.4 の 0.3 の 0.2 だから、約 0.9 ですか。0.9 マイナスにするということが、先ほどのこの職員給与に合わす数字として適正になるということになりますか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>そういうことです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>そうしないと、0.2 だと、職員給与のこれまでの引下げと比べると、3 年に 1 度ですから、ここを 0.38、0.3、0.2 と職員が下がってきているのですから、この分を一気に下げるとなると、これを足した分だということになるわけですね。</p>
<p>総務課長</p>	<p>そうですね。この数字が足されたものが、人事委員会勧告を尊重するという視点に皆さんがお立ちになるのであれば、足したものということになります。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>これまでも、前回も余りよく覚えていないのですが、そういうふうにも前回も下がってきている流れにあったのかなと思うのですが、そのときはどうだったのでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>前回、人事委員会の勧告と、東京都の消費者物価指数と、それから東京都名目賃金というのが 3 つあって、それが、上がっているものもあれば下がっているものもある。そういった結果で、平均値を取って据え置</p>

武藤会長	<p>きという形でご報告をいただいているという形でございます。</p> <p>まずは、その3つを基準に考えたということですね。それから、地域手当の問題があったと。</p> <p>どうぞ。</p>
藤原委員	<p>前は地域手当のことに切り込めたので、割合に話がスムーズに行ったような気がしている、私も記憶がぼんやりしていますけれども、でも、今回はそれが一応ないわけですから、そして、この資料6を見ていると0.2というのが並んでいるから、これは一体何なんだろうと、私もこれを見て首をかしげて、どう考えていいか分からないのですが、各区によって人口規模は違うし、財政の指数も違うと思いますので、それがどうしてこういうふうに並んでしまうのかなという素朴な疑問がありまして、それで先ほどのようなお尋ねもしたわけなのです。</p> <p>だから、私は一区民としては議会の議員さんも、区長はもとより、身分というか、体面が保障されて、きちっとした生活がおできになって、元気に働けるという、給料が払われるということは非常にいいことだと思っておりますので、細かいことは申し上げたくないのですが、何か答えの出しようがないのではないかと気が先ほどからしているものですから黙っていたのです。</p> <p>要するに、数字は各区苦心の作が並んでいるなということ、結局はみんなつじつまは合わせてあるのしょうけれども、説明はつくのしょうけれども、何かもう一つ隔靴搔痒の感じがするというのが私の印象なのでございます。</p> <p>だから、どのようにお決めいただいても、これだけ資料が出て、情報がある程度、公開されているわけですから、私は別に抵抗するわけでも何でもないのですけれども、分かりませんということだけを率直に申し上げたかったです。</p>
武藤会長	<p>私も、その0.2でいくと、全く千代田区は他が出しているものを真似ただけだと思われるのも嫌だなと思ったものですから、考えて、先ほどの0.2というのは、やはり1年分だから、3年分をまとめて考えないといけないのではないかと気づいたのです。</p> <p>どうぞ。</p>
近藤委員	<p>素朴な疑問をよろしいですか。人事院勧告でマイナス勧告が出ると、公務員さんの給料って減るのですか。</p>
総務課長 近藤委員	<p>減ります。</p> <p>本当に減るのですか。</p>

	<p>こういう議論がこの場にそぐうかどうか分かりませんが、公務員の賃金も定期昇給という制度はありますね。人事院勧告というのは定期昇給まで踏み込んだ勧告なのですか。例えばプラスの勧告が出ると、いわゆる民間で言うところのベースアップ、賃金表を書き換えて、プラス0.何%で賃金表を書き換えますという理解なのです。それにもう一つ、定期昇給という制度が普通あるとすると、ベースアップで賃金表を書き換えられて賃金が上がって、定期昇給で賃金が上がってという認識だったのです。</p> <p>それで、マイナス勧告が出ると、そのベースアップの部分がどうなるか、僕は分かりませんが、例えばゼロだとベースアップはないですよ。だから、給料は上がらないですよというふうに世間には知らされるけれども、一方で定期昇給はあるわけですから給料は上がっていくのではないかというふうな認識があるので、単純にマイナス0.2%で、0.2%給料が減ると思っていなかったのですけれども、その辺は。</p>
総務課長	<p>国も同じなのですけれども、まず給料表全体の改定というのがございまして、給料表が0.2だったら0.2マイナスというのが全部書き換えられてしまうわけですね。それで書き換えられて、定期昇給を1号昇給というか、次の給与分まで行きますよという、下がったもので適用されるということなので、本来マイナス勧告がなければそのまま上がった額で、給料は定期昇給で上がりますけれども、上がった率が普通よりも、0.2だったら0.2低いということになります。</p>
近藤委員	<p>そうすると、そのマイナス0.2%減額されて、賃金表が書き換えられて、それで定期昇給はあるわけですから、単純に、例えばマイナス0.2%ではないわけですね。</p>
総務課長	<p>そうですね。</p>
近藤委員	<p>だとすると、いわゆる民間のというか、一般の労働者の定期昇給という概念が当てはまるかどうか分かりませんが、単純に人事院勧告でマイナス0.2%だからといってマイナス0.2%にするのがちょっとおかしいということにはならないでしょうかという疑問なのです。</p>
総務課長	<p>給料が変わらない前提であれば、それは確かにありますね。毎月30万円もらっていた人が、本当は定期昇給、普通の成績を収めていれば35万円もらえた。ところが、33万になってしまうというような今の仕組みですね。</p>
武藤会長	<p>まず、区長さんや議員さんには定期昇給はないですね。号給はないですね。だから、少なくとも職員の皆さんは年齢、年功ですか。あるいは</p>

<p>近藤委員</p>	<p>経験、職能、職階ごとに、課長さん何年やっていけばとか、そういう号給で上がっていきますね。これがないので、区長さんにそういうのを入れるというのも一つの案かもしれませんが。</p> <p>単純に、例えば公務員の皆さんのいわゆる賃金水準と併せて考えるのであれば、定期昇給という概念はないとしても、例えば同じ部長さんとの均衡を考えたときに、片方は若干上がっているにもかかわらず区長さんの方はどんどん下がっていくと、いわゆる職務上の権限だとか関係から行くと、何かちょっと、私が区長なら割が合わないかなと。自分の方が責任があるのに、自分の給料がどんどん下がって行って、責任のない部長さんがどんどん上がって行って。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>ただ、頭打ちみたいなものもありますね。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>いや、それはそうかもしれませんが、単純にその人事院勧告だけがたんと下げてしまうということになると、何か心情的にやってられないなみたいなどころもあるのかなというふうには感じるので、その定期昇給の制度をそのままスライドさせるというのは確かに無理があるのでおかしいと思いますが、若干考慮してもいいのかなというふうに単純に考えたのですが。</p>
<p>番委員</p>	<p>私もそういうふうに思っていて、先ほど1年分がマイナス0.2%、だから3年分で足してっていうお話がありましたけれども、それはあくまでも、その定期昇給だとか何か、上がっていくのが少し率が変わるとかっていうことで、結局、公務員の皆さんは、実際に得る収入などは幾分ずつでも上がってきているはずだと思うのです。そうするとやはり、ただ単に、では下げよう下げようだけでいいのかなというの、やはり3年間それが続くということを見ると、そういうふうな発想はやはりできないのだろうなというふうには思うのです。</p> <p>だから、1年分取られてマイナス0.2とすることも、それは考え方でできると思うし、据え置きというの、実際のところは上がらなくて、ほかの普通の給与所得者から考えれば、3年間据え置きというのかなり厳しいなというふうには思うのです。ですから、それでもいいのかなというふうな、心情的にはそういうふうには思いますけれどもね。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>今の話と関連すると、特別職というのは、区長、副区長、それから、議長さんとかは別にして、議員さんですね。そうすると、この職員の方の最高のポストというのは、副区長さんの次で比べると、これは副区長さんよりも低いのです。これは部長さんで、そことの、区長、副区長、部長という、こちらはだんだん下がってくる、今回下げるとなると、こ</p>

	<p>の部長さんの給料というのは、部長さんも定年もあるでしょうから、その最高額というの、これはやはり今度でいくと、この特別区の勧告では、最高額は下がってきているわけですか。</p>
政策経営部長	<p>給料全体が人事委員会勧告に基づいて、例えば、全体に0.2%程度。</p>
武藤会長	<p>下がっているのですね。だから、この3年間は区長、副区長はここにどまっていたけれども、部長さんの給料は少しずつ下がってきていたのですね。</p>
政策経営部長	<p>はい、マイナス勧告であると。</p>
武藤会長	<p>マイナス勧告だったのですね。 だから、ずっと下がってきているから、区長、副区長も、やはり職員との均衡という意味で、やはり下げないと均衡はしないということになるのですね。</p>
総務課長	<p>そうですね。3年前にお決めいただいた額から毎年、区長、副区長は下がっているわけではないので、そういう意味では、均衡を保つのであれば、それなりに下げていかなければいけないということになるのですが、それはご判断になると思っています。</p>
武藤会長	<p>ということなのですね。</p>
鎌倉委員	<p>定期昇給を含めて職員の給料はマイナスということで考えていいわけですか。</p>
政策経営部長	<p>定期昇給の場合は、今、毎年一定ずつ上がることになって、給料表で、例えば定期昇給の場合は、8級の何号とかというところはもう1号上がるという形になります。だから、給料表が変わるのです。それで特別区人事委員会勧告によって給料表自体が全部塗り替えられて、ただ号給だけが上がっていくという形なので、結果的にプラスマイナスゼロの場合もあるし、マイナスの方が多い場合もあるし、プラマイでプラスが多い場合もあるしというふうに、一概に言えないのです。</p>
鎌倉委員	<p>では、増えている人もいるわけですか。</p>
政策経営部長	<p>増えている人もいます。マイナス勧告になったとしても、昇給があれば結果的にはプラマイ少し増えるということもある。</p>

鎌倉委員	減っている人もいます。
政策経営部長	減っている人というのは余りいませんか。
総務課長	基本的には。
政策経営部長	成績が悪い場合は。
武藤会長	号給の上がり方も、今は幅があるのですね。
政策経営部長	はい、あります。だから、一律ではないのですよ。幅が広い人と。
武藤会長	1号給しか上がらなかった人と、通常の4号給上がる人と、一気に8号給ぐらい頑張って上がる人もいますので。
政策経営部長	そうなのです、それはやはり成績にもよります。
武藤会長	その人は、全体が少し下がったとしても、階段を上るから、下がらない。毎年の給与という意味では増えるわけですね。でも1号給しか上がらない人だと、下がった分を補えない定期昇給の場合もある。
政策経営部長	だから、マイナスになる場合ですね。
武藤会長	マイナスの場合もあるということですね。
政策経営部長	はい。
番委員	だから、上限は下がってくるわけですね。
武藤会長	一番上の、部長の最高号給のところ下がっていつているわけだから。
政策経営部長	給料表が全体にマイナスにシフトするわけです。
番委員	その人がどうかとかではなくて。
政策経営部長	そうです。マイナス勧告になると、給料表全体がマイナスの方にシフトしていくということなのです。だから、例えば1号給上がったとしても、その上がりが少なければ、マイナス勧告の方が多い場合には、もうマイナスになってしまうのです。

番委員	部長級と区長や何かの差が、区長が下がらなかった、これ以上下がらないと間が開いていくということですね。
政策経営部長	そうですね。
武藤会長	ただ、部長さんの中で頑張っている人はね。
政策経営部長	かなり成績がよくても。
番委員	個人はね。
政策経営部長	そうですね。それはまたあるかもしれないです。
武藤会長	<p>そうすると、やはり区長さんの定期昇給のようなことは考えるべきかということになりますか。</p> <p>これまでないのですから、そういうことを新たにつくるとなると相当論理をつくらなくては行けませんから難しいので、そのところは今回は断念しましょうか。時間も短いので。</p> <p>そうすると、区長さんの定昇はなしということだと、論点としては0.2。ほかの区と横並びの0.2にするのか、それとも3年分の引下げの0.2と0.3と0.38を足した数字にするのかというようなところになりますでしょうか。</p> <p>むしろ、これまでは、上がっていた時代はどういうことだったのでしょうか。上がっていた場合は、職員の皆さんは毎年。</p>
政策経営部長	どこで上がったとされるかですね。給料表も上がるし、それから定期昇給でも上がるしということ。
武藤会長	<p>その上がった分を、例えば特別職の報酬というのは、これまでの長い歴史の中では、3段階上がった部分を1回にどんと上げてきていたのかどうか。</p> <p>あるいはもう一つは、特別職についても、毎年答申をすべきではないかという附帯意見というか、今回の答申には盛り込めないとしても。</p>
総務課長	平成3年とかずっと見ていくと、18年まで議員さんは、平成3年から9年までは、3年ごとに見ていくと上がっているところがあって、平成18年で少し下がってというようなことで、多分景気がいいというのでしょうか、そういったところ、人事委員会の勧告も、上がっているところは、やはりそれにスライドされて上がっているという状況が見られます。

鎌倉委員	スライドしている。
総務課長	そうですね、スライドしていますね。
鎌倉委員	部長の最高の人との差が縮まったり広がったりするのは当然、今まであったわけでしょう。
総務課長	そうですね。
武藤会長	この3年間の間で、3年に1度の審議会ですから、そうすると3年間あったことを踏まえてどう考えるかという、政治的な判断といいますか、総合的な判断をする必要があるかなと思うのですが、それから見ると、昨年の中日本大震災の影響とかそういうものを考慮する必要というのはあるのでしょうか。どうでしょうか。
総務課長	国などは、ご存じのとおり、大臣とか、そういう影響を受けて、震災復興に充てるのだというような中身としてあるのですが、千代田区の場合も、確かに職員を派遣したり、義援金を送ったりということでは、東日本大震災によって出ている経費というのは防災経費も含めて多くなっているんで、例えばその範を示すということであるならばそういうことも考えられるでしょうが、国家公務員の給与を2年間マイナスをして震災復興に充てようというのは、国のレベルではあるのですが、まだ東京都なり特別区の方には実態としては来ていないというか、考え方としては今のところ持っていないということになりますので、そういう精神論というのでしょうか、そういう意味での削減というのはあるのかと思うのですが、これから3年間、報酬審議会が開かれられないという前提ではちょっと考えにくいかなとは思っています。
鎌倉委員	例えば区長自らが、あるいは議員自らが給料、報酬を削減する。それで、仮に東日本の被災地に例えば寄附するということになる、これは選挙違反になるわけですか。
総務課長	寄附行為という意味ですか。
事務局	議員提案の条例として議員の報酬を減らすということで、そこから浮いた公費を被災地の方へ義援金として送るという手続を経れば寄附行為という形にはなりませんので、公の議決を経て被災地の方へ送るのは公選法ですとかその他の寄附行為にはなりません。

総務課長	<p>もともとの報酬が変わるわけですね。だから、仮に 0.2%削減しますといったところが、そういう復興支援に今、お金が必要だろうからといって 0.5%下げたという場合は、それをそのまま 0.5%下げた額で報酬が支給されるわけですから、本来の 0.2 から 0.5 引いた 0.3%はそれに充てようということは寄附行為ではないということですね。</p>
鎌倉委員	<p>それは自ら決めることであって、ここでどうのこうの言う話ではないですけれどもね。</p>
政策経営部長	<p>これは、今、区長もそうでしょう。</p>
総務課長	<p>区長も自ら下げているという。</p>
武藤会長	<p>少ないと見るのか、それとも千代田区の横並びでない独自の考え方で足していくのか。あるいは消費者物価指数は 1.5 も下がっているのに、勧告は少な過ぎるのではないかというふうに見ることも考え方としてはあるのかなとは思いますが、今年、3 年分の引下げ幅を提案できないとするならば、1つは附帯意見として、毎年報酬審を開いたらどうかということと言えますね。</p> <p>ただ、3 年分まとめて引下げなり引上げなりをするということになれば、毎年やらなくても、少し遅れますけれども、下がる時は、職員の皆さんが下がっているときにも下がらないけれども、最後にどんと下げるのはちょっと得をしますが、相対的です。上がる時は皆さん少しずつ上がっていくのに、3 年後でないと上がらないというのはちょっと不利かなというので、それは両方あるからいいではないか。少なくとも 3 年分のことを勘案しながら決めていくべきだとして 0.9 というような引下げ、今回は引下げになりますけれども、考え方もあるのかなと思いますが、どういうふうに考えていくかということだと思っていますが、別に多数決で決めるという話でもなさそうなので。</p>
総務課長	<p>条例上は、区長は少なくとも 3 年に 1 回というふうになっていますので、特別な大きな変動があった場合は開いても構わない。3 年に 1 回は少なくとも審議会の意見を聞かなければならないということですので、必要に応じて開くことは可能ですね。</p>
武藤会長	<p>0. 何%という、大きな動きがあるわけではありませんからね。もうこれだけ、成熟社会というのでしょうか、一定の規模に達してしまうと、なかなか大きく変動することはありませんのでね。</p> <p>去年の東日本大震災でも、東北の人たちの給与というか、被災した人たちだけをとれば、一気に職場がなくなったなどという人が多いので、</p>

	<p>相当厳しい。そこに合わせろということそれは大変なことだと思うのですが、でも、日本全体が大きな影響を受けたとしても、それほど民間の給与には影響がなかったとなれば、あえてここで区長さんに大きく変更する必要はないのかなと思います。</p> <p>議員さんの経験としては、いかがでしょうか。0.2%、あるいは多くても0.9%ぐらいですけれども、そのくらいの差というのは、あるいはそういう状況に合わせて少しずつでも微調整した方がいいというふうに私たちが考えたとしたら、議員の皆さんというのはどんなふうに対応されることになりますでしょうか。</p> <p>人によって、それは違うということになりますか。</p>
発言者不明	<p>難しいですね。</p>
武藤会長	<p>確かに難しいですね。</p> <p>どういたしましょうか、この後、審議のスケジュールというのは。</p>
総務課長	<p>予定としては9月中にご答申をいただけたらと思っております、月2回というペースであればあと2回ですが、2回ないし、9月にもう1回追加してやって3回やるかというような状況です。</p>
武藤会長	<p>特にご意見がなければ、早く答申してもいいということになりますか。</p>
事務局	<p>ちなみに、前は6回でした。</p>
武藤会長	<p>前は、地域手当の組替えがありましたのでね。</p>
総務課長	<p>いずれにしても、直近の時期に条例改正をかけるのは第4回定例会になります。9月はもう第3回定例会が始まるので、第4回定例会が11月ですので、早く出していただいても、9月いっぱいかかっても、余り結果としては変わらない。影響はないです。</p>
水野委員	<p>大体、方向性は分かってきたわけですね。一応ここに書いてある、これも大体見ると直近の事例ですけれども、23区の平均より高いから、やはり大変だよね。</p> <p>それから、東京都のものなどが一番簡単で、とにかく0.53下げよう。大体おざなりなのは右へ倣えで、0.2下げているというふうな形なのですけれども、千代田は、結果的に直近のこの例で見ると、24年度に入ってから一番新しい答申になるわけですから、かなり経済情勢を織り込んだものになっていかないといけないのではないかと、こういうことになるわ</p>

<p>武藤会長</p>	<p>けですね。</p> <p>資料 7-7 で議員さんの年収一覧というのがあるのですが、これを見ると、千代田区の議員さんは 23 区の中で一番ということですね。</p> <p>以前の資料で、A3 の大きい資料で 7-7。これは 7-1 が区長さんで、7-2 が副区長さんで、7-3 が議長さん、7-4 が副議長さん、それから委員長さん、副委員長さん、そして 7 番目に議員さん、普通のそういう役職を持たない議員さんの年収という数字で出てきているのですが、減額したとしてもトップということでもあります。</p> <p>ちなみに区長さんの方で見ると、7-1 ですが、減額後の計算でいくと 18 番目、条例上の計算でいくと 4 番目ということなのですから、23 区の中で見ると議員さんは結構高くなっているということがここではわかるということなのですから、なかなか、ここも議会の報告書などもいただいておりますが。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>素朴な質問をさせていただいていいですか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>結構です。どうぞ。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>行政の規模は日本と全然違いますから、だから問題の所在も違いますけれども、しかし、かなりややこしいことをやっているのは事実で、議会は夜集まって、市民が出られる時間帯に開いてどうのこうのという、そういう話をちょいちょい聞くのですよ。そうすると、例えば年収 1,000 万円という、このレベルの話で表を見ると、日本は高いんだと私なんかは素朴に思ってしまうのですが、どうしてこんなに違いができてしまったのか、行政学の先生にちょっと説明していただければと思ひまして、すみません、教えてください。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>歴史的な経緯だと思うのですが、イギリスの場合やアメリカの自治体の場合、もうほとんどボランティアが多いかと思うのです。それはやはり、これまでもずっとボランティアとして無報酬で地域のことに携わってきて、そして、それはずっと昔でいくと治安判事とかそういう、ほかに収入がある人たちがやっていた仕事だからだと思うのです。</p> <p>ところが、現在の日本は、戦前はどうかだったかな。やはり兼業の方でも、人口の規模の小さいところへ行くと、兼業でないといけない人が多いのですが、都市の場合には、あるいは都道府県の場合も、やはり職業としての議員さんというのでしょうか、そこを支えるためには一定の報酬と、それから調査費というのを付けないと、サラリーマンの人は議員になれないということになってしまいますから、今の日本では、前回議論になったように、日当制の議論が前回ありましたけれども、そ</p>

藤原委員	<p>こはまだ1つだけです。それだと、サラリーマンの人が議員になれないというのが大きなネックだと思います。</p> <p>したがって、外国の事例と、日本のこの経験で、もう戦後になって新しい自治法のもとでも、60年以上経つわけですから、そこを大きく変える矢祭町のような事例というのは、ほかにも出てこないというところを見ると、誰でも地方議員になれるという仕組み、そしてそこで生活が維持できるという仕組みにしないと、どうも日本の場合には地方議会というのは機能しないのではないかという考え方なのではないかなと思います。</p> <p>その誰でもなれるということなのですが、外国の例を言うと、その人は経済的基盤を持っていて、多分、自分の店とか何か生業を持っていて、そして、議員としての報酬は何もなくても市民のための活動ができる。だから、もしそれがなくなれば、金持ちでなければ政治家になれないという、今、おっしゃられたのと全く逆のことを言われることがあるので、一体どちらが本当かなということを思うのです。</p> <p>それでこの前、私、この前といっても大分前ですけども、例のマックス・ウェーバーが『職業としての政治』という本を書いていますね。昔、家にあったのを引っ張り出して読もうと思ったのです。そうしたら、余りに難しくてたちまち投げ出したのですが、だから職業としての政治ということがあの人の頭の中でどう整理されていたのか、それが分かる少し考え方の筋道が通るかなと思ったりするのですが、あれは何が書いてあるのでしょうか。あの本は難しくて、実は私、読みこなせていないのです。</p>
武藤会長	<p>私もウェーバーの専門家ではないので、昔、ざっと読んだのですが、中身はほとんど覚えていませんので、むしろ報酬の部分ではなくて、倫理的な側面を語っていたというふうに記憶しています。</p>
藤原委員	<p>そうすると、私は政治を志す人、地方政治であれ、国政であれ、そういう人は高邁な理想というか、格好よく言えば高潔な人物であって、地位や名誉や権力をあれしないで公共のために働こうという志を持つ人になるものだと思っていたら、どうも現実とは全然違う方向にどんどん行っていますので、だから、そのためにしかし、しかるべき金額が支払われないと、逆に変な方向に活動がゆがんでいくのではないかということ、例えば1,000万円の報酬があった方がその人は心安じて政治活動ができるのではないかなと逆に思うことにはしているのですが、どうもそこら辺のバランスというのがどう考えたらいいいのか、この表を見ながら悩んでしまうわけですけども、どう考えたらよろしいのでしょうか。</p>

武藤会長	これは 23 区の比較しか出ていませんので、それは町村まで比較したら相当大きな差はあると思います。
藤原委員	<p>よく言われますけれども、報酬が安いとつまらないことに関心が向けられてしまうという、だから高い報酬をもらっているサラリーマンでも何でもみんなそう言いますけれども、そういう人たちが保障されているのは、変な方向に自分の気持ちが向かわないような、安全弁がそこに仕掛けられているのだというようなことを言う方がありますね。だから、やはりそうなのかなとは思いますが。</p> <p>そうすると、それがどの辺だったら適正な報酬になるのかなということは、地方格差があって当たり前ということかもしれませんし、どう判断したらいいのか、私、今ここにいて考え方がちっともまとまらなくて困ってしまう。</p>
鎌倉委員	いいですか。
武藤会長	どうぞ。
鎌倉委員	<p>昔からの経緯はよく分かりませんが、かつては仕事をやって、商売をやって、議員をやっていたという方がかなり多かったと思うのですよ。今でもそういう議員はいると思います。そうすると、生業の方からの給与と議員報酬が入るわけですね。すると税制上、生業の方の給料が優先されて、報酬の方からかなり税金で差し引かれますね。今でもそういう人はいると思います。</p> <p>ただ最近では、全体の記録を見ますと、議員を生業といいますか、本職とした議員が結構増えているのではないかと思います。かなり歴史的に変わってきているのではないのでしょうか。片方では、先生が今おっしゃったように、昔から欧米と日本の地方議員と報酬等の問題で比較をされて、日本の地方議員はおかしいのではないかということが盛んに言われた時期があったように思うのですが、そういう話になりますと、何十年先に日本も欧米並みの地方議会にしようということでない、それでは今すぐ欧米並にできるかという、必ずしもそこは難しいのではないだろうかと思います。だけれども、欧米並にするには、やはり何十年か先にはどうだろうという提案の方はできるかと思いますが、これは別にここではなくて別のところで在り方についてはできると思います。</p> <p>そういう変化とか、いろいろなことがあって、区長、副区長は給料ですね。それで議員は報酬ということで、その違いもありますし、それから、例えば千代田区の議員の報酬が 23 区で一番だというのも、生活給という視点で見れば、例えば家賃にしても、地価にしても、物価にして</p>

武藤会長

も、現実的にはやはり高いのですよ。恐らくそういうこともこれまでの経緯の中ではあったのではないだろうかとは思いますが。

あとは議員さんの数になるのかなと思うのですが、自治体が大きく、人口が多い、少ないにも拘らず議会で扱う仕事というのは一定量ありますね。でも実際は人数の多い、恐らく世田谷区の議員さんの数と千代田区とを比べれば世田谷区の方が多いとは思っています。でもそれから言うと、千代田区は恐らく少数精鋭の議員さんだということが言えるのではないかなと思うので、地域が多い分、いろんな問題が出てきて、議会の仕事も多くなるかもしれませんが、そういうふうを考えていくと、やはり議会の費用というか、政治の費用というのでしょうか、議会は事務局も含めて、議員さんも含めた、議会にどれだけのお金がかかっているのか。それは全体の予算のどのくらいなのだというふうなことを見ていくと、小さな町村だと全体のお金が少ないのですから、議会に割けるお金も少なくしなくてはいけなくて、それを千代田区並みに、議員さんに高給を払っていたらとてももたなくなってしまうわけですが、千代田区というか、要するに大都市の議会と比較するというのは難しいでしょう。

そういうふうにしたときに、では、全体の民主主義のコストみたいな、議会にかかるお金とか選挙費用とかというものはどのくらいが適正なのかということ、これまた数字が出てこなくて、小さな町村だと1%ぐらいなのかと思ってはいるのですが、でも1%よりも少ないところと大きく超えているところがあるのですが、大きな都市になると、1%ではとても金額が大きくなり過ぎるというようなところもありまして、どういふふうにかえたらいいのだろうかというのは、なかなか難しい。

それから、議員さん一人ひとりの活動についても、公的な活動というのは、恐らく議会で審議しているとか、委員会で審議しているとか、その準備のための時間というのは公的な活動ですが、選挙運動をされている時間というのは、これは公的な活動なのか、私的な活動なのか、なかなか難しいところなのです。それをどういふふうにかウントすると、区長さんと議員さんと比べると仕事の量が、区長さんは365日ほとんど来ているけれども、議員さんの来ている日数はどうなんですか。半分ぐらいなのではないでしょうか。そういうことから見ると、そういうふうにか計算すればいいのかどうかということも、なかなか基本的な考え方のところでは何か理論があるわけではありませぬので、どの角度から見たら正しいというのが言えませぬので、なかなか難しい。結果として、これまでの慣例を尊重しながら、何か変更があって、おかしいなという事件が起きたら、そこで考えるしかないかなと思うのです。

結論としては、この3年間の動きが、東日本大震災という大きな事件はあったけれども、そこを3年に1度の報酬審の中でカウントする必要

	<p>があるほどに大きな、この給与とか報酬とかということを考える上ではそれほど考慮しなくてもいいというのが世の中の趨勢のようですから、それは余り考えないで、ただ消費者物価指数であるとか、それをもとにしている人事院勧告が0.何%というわずかなところでも下げたり上げたり、下げる方向にあります、下げるのが国民感情に対して望ましいという判断で、人事院はほんのちょっとだけ下げようということをしているのかなと思うわけですが、そういうことに合わせて、ここも少し下げるといことが常識的なのかなとは考えるわけです。</p> <p>でも、据え置きというところも若干はあるのでしょうか。議員報酬は据え置きで、区長は0.2引下げとか、千代田区の場合は、区長さんは引下げで、議員さんは据え置くとか、そういう答申というのはこれまでありましたか。</p> <p>区長さんと議長さんとの関係が一定の比率を持っていて、そこで動いているとなると、みんな連動して動くことになりますね。これが千代田区だったのかなと思うのですが、そうでないところも勿論あるわけですね。</p> <p>どうぞ。</p> <p>今の区長に関してですけれども、資料4「過去の特別職報酬等改定状況」を見てみると、平成9年の表示のところに、議員は区長の概ね50%として、都心区の特殊性を考えてちょっと高くしましょうみたいなことが書いてあるのですね。多分、そのままずっと来ているのだろうと思われれます。それで、この概ね50%がいいか悪いかというのは短時間では答えがでてきませんので、これはしようがないのかなという感じもします。</p> <p>あと、資料4をながめてみると、その平成9年の答申のときには、平成6年、7年、8年の給与改定率を足して、3%ぐらい上げているのです。その後、据え置きになって、その後、平成18年のときは下げているのですけれども、見ていると、平成9年から17年の趨勢を全部足して下げているのです。そういうことを考えますと、過去の例から見ただけなのですけれども、今回、先ほど0.2%でどうかというお話がありましたが、今まではやはり過去の累積で上げたり下げたりしているのだということ重視すれば、今回もやはり3年間なり、据え置きの前の6年間にさかのぼってやるのかなという気もちょっとはします。</p>
平委員	
武藤会長	<p>そうですか。そういう実績になっていますか。</p>
平委員	<p>なっていますね。</p>
武藤会長	<p>資料4ですか。</p>

平委員	第1回会議の資料4です。
武藤会長	事務局、それはそれで、そのとおりということでいいですか。
総務課長	そのとおりです。第1回会議の資料4で「平成18年11月1日～平成21年12月31日」という欄があるのですが、平成9年から17年の職員給与改定率を加算し算出。それでマイナス0.1という具合になります。
平委員	1%です。
武藤会長	マイナス1ですね。
総務課長	マイナス1%です。
武藤会長	平成22年は据え置き、18年はそういう加算、15年は据え置き。
平委員	平成9年のところはかけるになっていますけれども、これ足すですね。
武藤会長	そうですね。ここはかけるではないですね。
平委員	足すです。プラスです。
武藤会長	<p>そうですね、これは足すのか。そして3%を加算していく。</p> <p>やはりそうですね。では3年分は、これまでの経緯でいくと、足していくということですね。</p> <p>ですから、この平成9年のところに書かれている、議員は区長の概ね50%とし、ということも、大きく変える政治状況というか、議員さんと区長さんとの関係で大きく変える意味があるのかどうか。</p>
武藤会長	<p>議会と区長さんとの関係はいろいろあるみたいですが、それはここで考慮すべきことではないかなと思いますので。</p> <p>それでは、今日ちょっと議論になった、足すものか、足さないものかということになると、これは加算したのがこれまでの例ですから、平成9年と18年と両方加算されていますので、これは加算する方向でいくということになりますと、あとは議論を残しているところはなくなってしまいますので、次回辺りに、この議論を踏まえて計算をしてもらうという答申の原案のようなものをつくっていただくということで進めていってもよろしいでしょうか。</p>

	<p>特にご意見がないし、考慮すべきことが出てこないとなれば、委員会そのものは無駄になりますし、皆さんもお忙しいでしょうから、今回についてはさっと答申をし、それから、次回以降について考えるべきこととして、毎年検討しなさいというふうに言うかどうかとか、あるいはもう少し大きく、先ほどの藤原委員のご指摘のように、ボランティア制というものを考えながらもっと大きく減額をしていく。あるいは副業というか、本業との関係で上限を決めるとかですね。</p>
藤原委員	<p>私、そういうことをするという事は、現実的には難しいと思うのです。少なくとも、先ほども言いましたように、何十年か先にこうすべきだというものだと思います。</p>
武藤会長	<p>それは、短期的にはなかなか難しいですね。</p>
鎌倉委員	<p>難しいと思いますね。</p>
武藤会長	<p>そこを書き込むかどうか難しいところですけどもね。 意見として。 もう特に議論がないということであれば、そういう方向で次回進んでいくということではいかがでしょうか。 よろしいですか。</p>
鎌倉委員	<p>3年と言わずに、もういいと思いますけれども、それは毎年やるべきだとか、そういう形ではなくて、区長としては検討すべきだみたいな、区長に投げかけた文章の方がいいのではないのでしょうか。区長がするかしないか、区長の判断に任せるといいますか。</p>
武藤会長	<p>そういえば、前回の委員会で出たのは、議員さんの政務調査費はどうするのかということで、報酬ではないからここの審議には入らないのですが、でも議員さんの政務調査費は報酬ではないから、でも所得にはならないけれども、使える金額としてあるので、それも含めて検討したらどうかというようなご意見が前回あったかなと思うのですけれども、水野委員などはどう思われますか。どうでしょうか。それについては何かご意見ございますか。</p>
水野委員	<p>特にないですね。</p>
武藤会長	<p>では、それは現状のままということですか。</p>
鎌倉委員	<p>議員によっては、その政務調査費を生活給みたいな受け取り方をして</p>

<p>武藤会長</p>	<p>いる議員もいるようですけれども、どう扱うかはなかなか難しいですね。でも実際、生活には使っていないでしょうけれどもね。</p> <p>それは、生活用品を購入したりすることには使えないですね。そうなのではないかと思うのですが、やはり調査、政治活動ということになるかとは思いますが。</p> <p>では、特にご意見がなければ、0.2、0.3、0.38を足していった、3年間分の引下げ分を加えて、正確に言うと0.88ということですか。そういう答申としてとりまとめて、どういうふうな金額になるのかということで答申案を書いていただければと思いますが、そういう方向でよろしいですか。</p> <p>皆さんはよろしいですか。</p> <p>事務局、そういう方向でどうでしょうか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、0.2、0.38、0.3ですね。足した0.88を今の報酬にかけたものというのをつくってみます。</p> <p>それから、ちょっと今、分からないのですけれども、例えばそのとき、3年前にさかのぼって、毎回かけていった、例えば90万だったら90万×0.38とか、それぞれやっていったときの違いというのがどの辺で出るのかというの、これはやってみないと分からないので、その表をお示しして、あとは答申内容ということになろうと思うのですが、その2つの資料はお出しできます。</p> <p>あと、答申をどのようにまとめていくかというところは、これはどこまで文章化できるかというのはあるのですけれども、ここはどうしましょう。そこもある程度つくってしまった方がよろしいのですか。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>ちょっとよろしいですか。</p> <p>先ほど質問いたしましたのは分からないから聞いているだけで、それを意見として入れてくださいという意味ではございませんので、私は余りにも1,000万とゼロというものの選択が大きいから、これはどういうふうにかんがえたらいいものかという投げかけだけだったものから、文章化するの大変ですから、それは結構でございます。</p>
<p>武藤会長</p> <p>総務課長</p>	<p>確かにイギリスで、恐らく地方議会というのは、一番古いときだと聖書の時代にあったものもあるかもしれませんが、1830何年、地方団体みたいなものができて、そこで自治体として確立したなどというのがありました。そういう長い歴史の出たものと、また日本の歴史とか、先の方へ行くとこんな話ということですから、ちょっとなかなか。</p> <p>ちょっと今、事務局として、何もないと次の報酬審議会も進まないと思いますので、あくまでもたたき台ということで答申案の概要をつくら</p>

	<p>せていただいてご議論いただくという形でいかがでございましょうか。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>そうですね。        それでは、審議の方はこの辺りで終了させていただいてよろしいでしょうか。        では、次回の日程の説明をお願いいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>次回は8月終わり、もしくは9月の初めを考えております。</p> <p style="text-align: center;">(日程調整)</p>
<p>総務課長</p>	<p>8月29日の水曜日の10時30分から2時間程度ということで。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>では、そのようにさせていただきます。        なお、第4回の開催通知は後日、事務局からお送りいたします。        それでは、本日はこれで終了いたします。        どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">―― 了 ――</p>